

第73号(第93条関係)

第 号

保管業務廃止等命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第3項 の規定により、以下のとおり  
第10条の8の2第3項

猟銃等 の保管の業務を 廃止  
クロスボウ の保管の業務を 停止 することを命ずる。

保管業者	名称	
	所在地	
命令の内容		
業務の廃止 又は停止を 命ずる理由		

- 備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。